

## 第138回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

### 1 参加者委員

福永健司委員（部会長）、青山定敬委員、清宮敏子委員、尾張敏章委員、  
武藤敏雄委員

### 2 議題

#### （1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

### 3 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第8号までの案件について審議がなされ、  
すべての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画  
であると判断された。

## 【主な意見】

### ○第1号案件 [ (新規) 株秀栄による砂利採取 ]

委員：断面図 C～C' において土水路から残置森林の事業区域周囲は道路があるか。接道があれば事業地との高さ関係を知りたい。

事務局：断面図 C～C' 部分の残置森林の事業区域周囲には道路はない。

委員：断面図 C～C' によると、浸透池の水位が14.00mを超えると、オーバーフローとなり周辺に溢れるが、周辺に水が流出しない対策はとっているのか？

事務局：開発区域周辺部に高さ0.5～1.0m程度の小堤を設置するよう指導する。

委員：浸透池から南東側の搬出路側における土地境界付近の堰堤（尾根部）において、平面図では、堰堤の頂部（尾根部）が平らでないように見えるが、雨水等で頂部の土砂が外部へ流出する（周辺に土砂流出する）点についての対策は？

事務局：当該箇所の開発区域周辺部には、土堤（三角形状含む）を設置しており、雨水等による土砂流出防止を図っている。頂部の土砂についても外部へ流出することがないよう事業者を指導する。

### ○第2号案件 [ (新規) (同) NRE-23 インベストメントによる太陽光発電施設 ]

委員：工事完了後の排水施設および調節池の具体的な維持管理方法は？

事務局：本開発によって新たに設置する水路等の排水施設及び調節池は、梅雨前の5月末及び台風前の9月初旬の年2回、定期点検を実施するのに加え、大雨が予想される前に適宜点検を実施する計画である。なお、排水施設の浚渫は点検時に人力、小型バックホウ及びクローラー運搬車で実施し、破損が確認された場合は補修を行う計画である。

また、調節池の浚渫はバックホウ及びクローラー運搬車で年1回以上行うほか、点検時に必要と判断した場合は追加で実施する計画である。

さらに、オリフィス等の放流施設のゴミの撤去等については、点検時に実施する計画である。

放流先水路についても同様に点検時に実施する計画であり、浚渫等の必要がある場合には水路管理者に報告し、事業者の起因により堆積した土砂については、水路管理者と協議し、浚渫等必要な対策を行う計画である。

委員：写真4にある崩落地は、5条森林からは外れているようだが、切土法面のように見える。自然斜面なのか？

事務局：写真4の崩落地は元々崖状であった自然斜面が崩落した個所である。

委員：B工区とC工区の調節池は、下流部に当たる谷津が現在も農地として使われているので工区を広げられないのか？それとも、将来的には工区に含まれて大きな設計変更になる可能性はあるのか？

事務局：調節池B及びCは、それぞれ背面に谷津地形がありため現在の位置に設置する計画になった。調節池下流部の農地は耕作をしており、将来的に区域に取り込む計画は聞いていない。

○第3号案件 [(変更) (同) 茂原ソーラーパークによる太陽光発電施設]

特になし。

○第4号案件 [(変更) (株) 大木工務店による砂利採取]

委員：土地利用計画平面図（変更後（施工中））①において、『残置森林が急傾斜で残ってしまうことが判明した』とあるが、計画の段階でわからなかったのか。

事務局：当初の許可申請時点で、周囲の残置森林の一部が急傾斜地であることはわかっていたが、残置森林として残るため影響ないものと判断していたところ、昨年度の台風により、急傾斜箇所を含め当箇所に倒木等の被害が発生した。事業者が地元住民と調整の上で対策を考えた結果、砂利採取の最終段階まで、最低限の機能を確保できる残置森林を外周部に残し、その後、当該部分を掘削することで急傾斜地や倒木被害を起こしかねない立木を除去することとする計画となったとのことである。

委員：周囲の残置森林を最後に掘削するとの事だが、堰堤はその前に施工されるのか、防塵ネットの設置位置との関係を知りたい。

事務局：周囲の残置森林を最後に掘削しながら土堰堤を施工し、土堰堤の上に防塵ネットを設置する計画である。防塵ネット等は砂利採取後の植栽及び緑化が安定するまでの仮設の施設であり、植栽木の活着及び種子の発芽等が確認できれば、撤去される計画である。

○第5号案件 [(変更) DC 千葉資源（株）による砂利採取]

委員：今回の変更の理由は？

事務局：砂利採取区域の拡大に伴う林地開発面積の拡大である。

委員：当該案件における過去の変更許可面積の累計値が、県行政指導指針の基準を超え、事前協議及び地域住民等への説明が必要ではないか。

事務局：開発行為に係る森林面積が 1.5241ha 増加するが、変更前の同面積（直近の変更許可）の 10分の2を越えていないため、事前協議は行っていない。

○第6号案件 [(変更) (有) 丸和建材社による砂利採取]

5号案件と同様であるため省略。

○第7号案件 [(変更) 大成建設（株）による事業場の造成]

委員：資料内に『測量図と現況の誤差』を理由とした変更が多数あるが、誤差が多数生じた要因を分析し、同様の理由で計画変更が再び生じないように申請の段階で確実にチェックできる体制の構築を求める。

事務局：今回の拡大部分について、特にアズマネザサが密生する箇所及び沢部であったことから、微小だが正確な高さが測定できず、造成後に実施

した出来形の測量結果と誤差が生じた。県では、事業者から提出された申請図書について、地番ごとに面積等を確認しており、併せて、現地調査を行うことにより、申請図書と現地状況が整合しているかを確認している。

委員：切土量に対して盛土量が少なく残土が出るため造成高を上げるとの記載があるが、様式2に記載されている切土量、盛土量の数値は修正されないのか？造成高を上げた上でまだ、残土が出るのであれば、どのように処分するのか？

事務局：様式2に記載されている切土量、盛土量の数値は変更後のものである。土量に過不足がでた場合は、区域内の平坦地で調整する予定。

#### ○第8号案件 [(変更) 勝浦興津ソーラー (同) による太陽光発電施設]

委員：なぜ盛土量が不足することになったのか。

事務局：切土（地山の状態）と運搬土（ほぐした状態）と盛土（締固めた状態）では、土の体積はそれぞれ異なるため、事業者が切土と盛土の体積の変化率を事前に正確に予想させることは、技術的・経済的に難しいのが現状であるため、本案件については、事業者が盛土のための土量が不足した場合に備え、今回の変更箇所を予備の切土箇所としてあらかじめ設定していたとのことである。

#### ○その他 (全体)

委員：おそらく現在のルールでは種子散布工や植生シート工で外来牧草の導入を図れば（草原状態にすれば）それでOKなのかもしれないが、場所によっては裸地に戻ってしまい、そのまま放置されている、というのはいかがなものか。法面であっても積極的に木本導入を図るべきではないか（植栽工だけではなく播種工でも）。

事務局：県では、県審査基準及び県緑化技術指針に基づき、開発後の法面勾配が30度未満の場合には造成森林として高・中木性の樹種を植栽させ、また、30度以上45度未満の場合には造成森林として中・低木性の樹種の植栽又は造成緑地として緑化を、45度以上は造成緑地として緑化とすることを原則として、事業者を指導している。ただし、切土又は盛土を行った後の法面が、人家、学校及び道路等に近接している場合など法面の崩壊防止を優先する場合については、法面を保護するため緑化を優先するよう事業者を指導している。